



令和7年3月18日

つくば市議会議長 殿

請願者住所 茨城県牛久市
請願者氏名
紹介議員 酒井 泉

請願書の訂正願

令和6年12月4日に提出した下記の請願書については、訂正したいので許可願います。

記

- 1 請願番号 請願6第9号
- 2 受理年月日 令和6年12月4日
- 3 件名 つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書
- 4 付託委員会 請願特別審査委員会
- 5 理由 誤りを訂正するため
- 6 訂正箇所 別添のとおり

令和7年(2025年)3月18日

つくば市議会議長 殿

つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書

【令和6年12月議会用】

請願者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

紹介議員

酒井 泉

(追加箇所は網掛け下線、削除箇所は一重取り消し線による。)

9月議会での請願特別審査委員会の審議内容を受け、つくば市議会に次の2点につき、お願い申し上げます。

1. 【過去清算編】真相究明に向けた調査

まずは何よりつくば市生活保護行政における問題・課題の調査をお願いしたいです。

福祉部による自主的調査と総務部による(公益通報に基づく)調査が市内部で並行して行われていること、そして茨城県による特別監査が行われていることも、報道等で聞いて知ってはいます。

しかし7月にPRされた生活保護費の誤支給による返還金も未だ金額が確定しないままで、その遅延により時効で消滅していく過支給額は今この瞬間も市財政へ負担を増やし続けています。市の財源とは言わずもがな市民の税金です。猶予はありません。

また、公益通報のひとつが「各種監査における虚偽報告」で、9月の市長会見で認められた事実でもあります(「虚偽の報告をしていたということは間違いありません」福祉部の発言)。

百条委員会の設置、98条委員会の設置、第三者による検証委員会の設立、請願審査特別委員会での調査、以上いずれかの方法による、つくば市民が納得できる粒度・精度で、つくば市議会として主体的かつ通年議会の利点としての迅速な調査をどうかお願いいたします。

ただ、繰り返しですが、市長も9月定例会見で「外部の弁護士が入っても」「虚偽回答をしているなどがあれば」「同じことになってしまう」との趣旨の発言をしていて、その場合は「別の手段が出てくる」とも「当然、徹底的な調査が必要」とも発言しているので、罰則もある百条委員会が何より望ましいことは申し添えておきます。

2. 【未来志向編】実効性のある再発防止策及び改善策の検討

次に改善に向けた、実効性のある具体的な再発防止策の検討をお願いしたいです。

(1)福祉部において

つくば市生活保護での不適正事案と言えればこれまで平成30年の空(カラ)訪問(訪問していないのに訪問したと記録していた)で、当時の再発防止策は「(訪問に使用する)公用車の走行距離を記録しておく」でした。しかし、そのような対策には実効性がないことは明白で、事実私が保護係に配属された令和4年4月には既にそのような慣行はありませんでした。

どのようにしたら各種加算を含む生活保護費の計算を過不足なくできるのか、国庫負担金の算出を適正に行うにはどうしたらいいのか。そういったひとつひとつに対応する、具体的で実効性のある再発防止策及び改善策が早急に必要です。それが生活保護受給者である市民と納税者である市民の双方の生活を守ることにつながるはずです。(重度障害者加算等の過払いだけでなく、家族介護料等の未払い部分があると考え、「過不足なく」と表現しています。管理職による恣意的な保護決定ではなく、法令に基づく生活保護をつくば市でも行えるように、日本国民の生存権がつくば市でも守られるように、心よりお願いします。)

つくば市福祉部では「不適正を指摘する職員は一人もなく管理職は認識不足」だそうですので、国・茨城県から研修を実施してもらうこと、同じく国・県から職員を派遣してもらうことを国・県に要請することを市当局へ要請することを市議会にお願いいたします。

(※研修具体案…不適正な加算認定方法の改善・正しい組織的運営の在り方等、茨城県からの個別指摘項目に対応する、つくば市福祉事務所のための具体的な研修。広く一般的な研修に一部職員を参加させることは含まない。)

(※職員派遣具体案…役割としては、CW・SV、組織内監査役、特別内部調査係を設置しその運営を任せる等。期間は、短期複数回のもの、年単位もの等。つくば市生活保護行政が適正化することが目的であり、具体的役割・期間は問わない。)

(2)つくば市として

前述の9月定例会見で「改善の余地はあるのでは」と市長からも発言のあった、**公益通報**について、受理に3か月以上もかかり、結果まで1年以上もかかる現行制度のままでいいのか、市民代表の市議会としても、改めて考える必要があるのではないのでしょうか。生活保護不適正事案では外部通報先としての茨城県の、不適切労務管理については一部の市議会議員の、それぞれのご尽力によって問題が明るみになることができました。しかし、私はつくば市としての自浄作用を求めたい。

通報者として庁舎内一部で不利益(「逆ハラスメント」ハラスメント)を受けていることには殊更言及したくありませんが、それも踏まえて、例えば県内他市を見習い外部通報窓口を設ける、市内部であればせめて法律に詳しく人事からも独立した法務課を担当にする等、どのような形であれば組織として間違いに気が付いた時に正すことができるのか、今は各部署内だけの狭義の心理的安全性のみならず市役所全庁的に心理的安全性が高い組織になるにはどうしたらいいのか、議会でも公益通報の具体的な改善策をご検討願います。もし議会で具体案が出ない場合は、現行公益通報制度の改善を市当局へ要請してください。

また、労務環境についても、改めて職員の業務内容・量の把握から始め、人員配置・職員のWLB等真の適正化が図れるよう、市長の「全庁を挙げて考えていく」(令和6年6月議会一般質問に対する回答から抜粋)に資することができるよう、不適切な労務管理を記名で回答する、パワーハラスメントを実名で告発させるような調査ではなく、未払給与(各種手当含む)の有無を客観的に行うような調査を始め、職員の労働環境健全化・適正化に向けた具体的・実効的施策を行うよう、市議会として市当局へ要請してください。

【別紙】「つくば市生活保護行政における問題・課題」の詳細は以下参考資料を参照(※) 令和6年9月議会提出した請願「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」(※もしこれだけでは審議継続に不十分な場合は、住民監査請求で添付した各種資料等も追加提出する所存です。)

【結び】

財政健全化が急務とされ全庁的に各部署で予算を削られている中、この生活保護における一連の不適正事案で一体いくら税金(市税・国税)が無駄に支出されたのか、市民・国民は知る権利があるはずで、そしてそれが議会の働きでもあるはずで。

つきましては、生活保護業務不適正事案の詳細は、1月末までとされた福祉部調査、年度内とされた公益通報に基づく調査に一旦は委ね、その報告を待つとしても、せめて次の各金額については議会で明らかにされますようお願いいたします；

- 市に与えた損害(確定)額
- 国に与えた損害(確定)額
- 債権額と返還率から見た返還見込み額
- (保護受給者の)債権債務免除となった額
- 国庫支出金の返還額(受給分との調整分、精算分を含む)

市民・国民のために、会計検査院や茨城県に任せるのではなく、つくば市議会の責務として、どうかこれだけでも明らかにしてください。